

平成 30 年 1 月 9 日

コンプライアンス推進責任者（各講座・学科目、各センター、
各診療科及び病院各部（室）・センターの長）、
競争的資金等の研究代表者、研究分担者及び管理・運用担当者 各位

研究活動上の不正行為防止体制における総括管理責任者
副学長 高 井 章

平成 29 年度 第 15 回研究者教育講習会の開催について（通知）

－ ③臨床研究等講習【選択】－

標題について、下記のとおり実施しますので、貴講座等職員への周知方お願い申し上げます。

記

日 時： 平成 30 年 1 月 31 日（水）17:30～18:30
場 所： 臨床講義棟 臨床第一講義室
内 容： 「臨床研究のモニタリング・監査について」（仮称）
講 師： 臨床研究支援センター 品質管理（モニタリング）部門
特任助教 眞鍋 貴行
対 象 者： 人を対象とする医学系研究又はヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究者等
申込期限： 平成 30 年 1 月 29 日（月）（期限厳守）
申込方法： 講座等ごとに受講申込書を提出（メールまたは紙）
ダウンロード <http://www.asahikawa-med.ac.jp/arec/seminar/>
メール送付先 rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp

臨床研究等の倫理審査申請に必要な受講要件（「臨床研究等講習受講者」登録）

- ① 新規受講者（前年度に受講しておらず新たに登録を希望する者）：
倫理審査申請前に「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】を1回受講、当年度内に【選択】を1回以上受講
- ② 更新受講者（前年度の講習を受講し、臨床研究者登録されている者）：
年度ごとに「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】または【選択】のいずれか1回以上の受講
- ※ 平成 29 年度は、倫理指針の大幅な改正があったため、②の更新受講者についても、「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】の受講が更新の条件となります。
- ※ 出向又は休業等で一時的に研究を休止した場合で、研究を休止した期間が1年以内の場合については、復帰後速やかに「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】または【選択】を受講することにより、臨床研究等講習受講者の登録を更新できます。別途ご相談ください。

【担当】 総務部研究支援課 研究企画係（内線 2262）

E-mail： rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp

※ 本通知はメール（全職員宛）のみにて配布しておりますが、差し支えのある部署については、上記担当までお知らせください。申込は各部署にてとりまとめのうえ、ご提出ください。